にようがい りゅう きべつ かいしょう すいしん かん 障害を理由とする差別の解消の推進に関する りふちょうしょくいんたいおうようりょう 利府町職員対応要領

へいせい **平成28年9月**

> り **利** 府 町

もく じ **目 次**

1	はじめに	١
	たいしょうはんい	
2	対 象 範囲 ······	1
(たいしょう しょくいん 1) 対 象 となる 職 員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	じむじぎょう いたく していかんりとう おこな ばあい りゅういじこう 2)事務事業を委託や指定管理等で行う場合の留意事項 ·········	
	みんかんじぎょうしゃ おな ぶんや じぎょう おこな ばあい りゅういじこう	'
(3) 民間事 業 者 と同じ分野の事 業を 行 う 場合の留 意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	ふとう さべつてきとりあつか きんしおよびごうりてきはいりょ ていきょう	
	不当な差別的 取 扱 いの禁止及び合理的配 慮の 提 供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)対象となる障がい者	2
(。 s とう で さべつてき とりあつか きんし 2) 不当な差別的 取 扱 いの禁止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
•	- /	3
	サントう りゆう けんだん してん	_
	【正当な理由の判断の視点】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	【不当な差別的 取 扱 いの具体例】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(- ごうりてきはいりょ ていきょう 3) 合理的配慮の提供 ····································	5
`	きほんてき かんが かた 【基本的な考え方】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	【基本的な考え力】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		5
	【意思の 表 明】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	^{かんきょう せいび かんけい} 【 環 境 の整備との関 係】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	がじゅう ふたん きほんてき かんが かた 【過 重な負担の基本的な考え方】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	ずらしてきけいしょ 	•
	【合理的配慮の具体例】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	しょうがいとくせい おう たいおう こうせいろうどうだいじんふくしじぎょうしゃむ	
4	障 害 特性に応じた対応【厚生労働大臣福祉事業者向けガイドラインより】	
	【基本の対 応】 ······1	0
	しかくしょうがい しりょくしょうがい しゃしょうがい 【視覚 障 害 (視力障 害・視野障害)】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
	ちょうかくしょうがい	
	したいふじゆう	
	【肢体不自由】 ························1	2
	【失語症】1	12
	こうじのうきのうしょうがい 【高次脳機能障害】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	ないぶしょうがい	
	ちてきしょうがい	
	【知的 障 害 】 ··········1	4
	【発達障害】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

	せいしんしょうがい 【精神障害】		16
5	そうだんたいせい せいび相談体制の整備 そうだん う さ 【相談を受ける際	ハ りゅういじこう	
	すいしんたいせい せいび推進体制の整備		
7	しょくいん けんしゅう 職 員の研修、	^{かんとくしゃ せきむ} 監 督 者 の責務	19
さん 参	^{こう} 考 ······		20
_{しょう} 障	がい りゅう さへ 害 を理由とする差	いっ かいしょう すいり別の解消の推っ	しん かん ほうりつ 進に関する法律
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ほんぶんちゅう しょう	がいがい	ほうりつ せいふとう きほんほうしん こゆうめいしょう

1 はじめに

こくみん しょうがい う む わ へだ そうご じんかく すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格とこせい そんちょう あ きょうせい しゃかい じつげん もくてき 個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりっだい ごう 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号。いか ほう へいせい ねん がっ にち しこう 以下「法」という。)が平成28年4月1日から施行されました。

これまで、本町では、「たがいに支えあい ともに生きる こころ豊かなまちきほんりねん りふちょうしょう しゃけいかく だい きしょう ふくしけいかく づくり」を基本理念とした「利府町 障 がい者計画・第4期 障 がい福祉計画」 さくてい しょうがい ひと ひと ちょうみん たが こせい じんかく を策定し、障害のある人もない人も、すべての町 民がお互いの個性と人格をみと あ きょうりょく あ せいかつ こころ ちいきしゃかい 認め合い、ともに支え合い、協力し合って生活できる心ゆたかな地域社会づめ が しょう ふくししさく すいしん くりを目指し、障がい福祉施策を推進しているところです。

ほう ちほうこうきょうだんたい たいおうようりょう さくてい どりょくぎ む

法では 地方公 共団体における対応 要 領の策定は努力義務とされています ほう しゅし ほんちょう しせい ちょうない しんとう しょうがい りゅう きべっが、法の趣旨や本 町の姿勢を 庁 内 に浸透させ、障 害 を理由とする差別のかいしょう む と く せっきょくてき すいしん ほんようりょう さくてい 解 消に向けた取り組みを積 極 的に推進するために、本 要 領を策定すること

としました。

ほんたいおうようりょう おお じっせん おお あらた 本対応要領の多くは、すでに実践されているものも多くありますが、改めてしょう しゃ たい ふとう さべつてきとりあつか きんしおよ ごうりてきはいりょ きほんてき 障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の基本的なかんが かた しめ 考え方を示すものです。

たいしょうは ん い

2 対象範囲

たいしょう しょくいん

(1)対象となる職員

ほんたいおうようりょう たいしょう しょくいん りふちょうやくば とういつてき かんが かた 本対応要領の対象となる職員は、利府町役場として統一的な考え方の ひつよう たいおう と く ぶくむきりつ いっかん さだもとで必要な対応、取り組みができるよう、また、服務規律の一環として定め ぜんぶきょく しょくいん りんじてきにんようしょくいん ひじょうきんしょくいん ふく たいしょうるもので、全部局の職員(臨時的任用職員、非常勤職員を含む)を対象とします。

じ むじぎょう いたく していかんりとう おこな ばあい りゅういじこう

(2) 事務事業を委託や指定管理等で行う場合の留意事項

ほんちょう じむまた じぎょう いっかん じっし ぎょうむ じぎょうしゃ いたくまた 本町の事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託又は

ばあい ていきょう ごうりてきはいりょ ないよう おお していかん りとう 指定管理等をしている(する)場合に、提供される合理的配慮の内容に大きな さい しょう しょう しゃ ふりえき う じゅたくしゃまた してい 差異が生 じ、障がい者が不利益を受けることのないよう、受託者又は指定 かんりしゃとう たい とうがいじぎょうぶんや かか しゅむだいじん たいおうししん じゅんしゅ 管理者等に対し、当該事業分野に係る主務大臣の対応指針を遵守すること ζ わ ひつよう おう ほんたいおうようりょう ふ ごうりてきはいりょ ていきょう に加え、必要に応じて、本対応要領を踏まえた合理的配慮の提供を 求めるものとします。

ほそく <補足>

ふくしぶんや きょういくぶんや じぎょうしゃ たいおうししん とうがいじぎょうぶんや 福祉分野や教育分野の事業者の対応指針には、当該事業分野における「不当な さべつてきとりあつか およ ごうりてきはいりょ ぐたいれい きさい

差別的 取 扱 い」及び「合理的配慮」の具体例が記載されています。

ふくしぶんや しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふくしじぎょうしゃむ 福祉分野:「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」

きょういくぶんや もんぶかがくしょうしょかんじぎょうぶんや しょう りゆう

教 育分野:「文部科学省所管事業分野における 障 がいを理由とする差別の かいしょう かん たいおうししん

解消に関する対応指針」

みんかんじぎょうしゃ おな ぶんや じぎょう おこな ばあい りゅういじこう (3) 民間事業者と同じ分野の事業を行う場合の留意事項

ほんちょう みんかんじぎょうしゃ おな ぶんや じぎょう おこな ばあい とうがいじぎょうぶんや 本町が民間事業者と同じ分野の事業を行う場合は、当該事業分野の しゅむだいじん さだ たいおうししん りゅうい 事業者に向けて主務大臣が定めた対応指針に留意してください。各対応 ふとう さべつてきとりあつか およ ごうりてきはいりょ ぐたいれい きさい 指針には、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」の具体例が記載されて います。

ふとう さべつてきとりあつか きんしおよ ごうりてきはいりょ ていきょう 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

たいしょう しょう (1)対象となる障がい者

ふとう さべつてきとりあつか きんしおよ ごうりてきはいりょ ていきょうとう たいしょう しょう 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等の対象となる障 しゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た がい者は、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他 しんしん きのう しょうがい いか しょうがい もの しょうがいおよ の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害及び しゃかいてき しょうへき けいぞくてき にちじょう せいかつ また しゃかい せいかつ そうとう せいげん 社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を う じょうたい 受ける状態にあるもの」です。

ほう たいしょうしゃ しょう しゃ がいけん また、法では、対象者を「障がい者」としていますが、外見からでは「障

ばあい けが いちじてき しんたい ふじゅう かた がい者」であることが分からない場合や怪我をして一時的に身体が不自由な方、 にんぷ かた たぎょうせいきかん な こま 妊婦の方、その他行政機関に慣れておらず困っている方もいます。ここでい しょう しゃ なん しんしん きのう しょうがい しゃかいてきしょうへき う障がい者は何らかの心身の機能の障害があって、社会的障壁(バリア) にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ せいげん う かた ひろ により日常生活又は社会生活の制限を受ける方を広くとらえるもので、 じょせい しょう しゃ しょうがい しょうがいしゃてちょう しょじしゃ かぎ 障害者手帳の所持者に限りません。また、女性の障がい者は、障害に ふくごうてき こんなん じょうきょう お くわ じょせい 加えて、女性であることにより、さらに複合的に困難な状況 に置かれてい しょう しゃ せいじん しょう しゃ こと しえん る場合があること、子どもの障がい者は、成人の障がい者とは異なる支援の りゅうい ひつよう 必要性があることにも留意する必要があります。

ふとう さべってきとりあつか きんし (2) 不当な差別的取扱いの禁止

^{きほんてき かんが かた} 【基本的な 考 え 方】

はう しょう しゃ たい せいとう りゅう しょうがい りゅう 法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービとう ていきょう きょひ また ていきょう ばしょ じかんたい せいげん ス等の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、しょう しゃ もの たい ふ じょうけん ふ しょう しゃ 障がい者でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障がい者 けんりりえき しんがい きんし の権利利益を侵害することを禁止しています。

しょう しゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい ひつよう なお、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要なとくべつ そち ふとう さべつてきとりあつか 特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。

したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱いせっきょくてきかいぜんそち ごうりてきはいりょ ていきょう しょう しゃ もの (積極的改善措置)、合理的配慮の提供による障がい者でない者とのこと とりあつか ごうりてきはいりょ ていきょう ひつよう はんい 異なる取扱い、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーはいりょ しょう しゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん ふとう さべつてき に配慮しつつ障がい者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的とりあつか あ

せいとう りゅう はんだん してん)

とう さべつてき とりあつか じ む じぎょう ほんしつてき かんけい 不当な差別的 取 扱 い とは、その事務事業について、本質的に関係する しょじじょう おな せいとう りゅう しょう しゃ しょうがい な もの 諸事情が同じであるのに、正当な理由なく、障がい者を障害の無い者より * り あつか も不利に扱うことです。

せいとう りゆう そうとう しょう しゃ たい しょうがい りゆう

正当な理由に相当するのは、障がい者に対し、障害を理由として、サー かくしゅきかい ていきょう きょひ とりあつか きゃっかんてき み せいとう ビスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な もくてき もと おこな もくてき て 目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと い ばあい ぐたいてき けんとう かくだいかいしゃく ほう しゅし 具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を そこ こべつ じあん しょう しゃおよ だいさんしゃ けんりりえき 損なうことがないよう、個別の事案ごとに、 障 がい者及び第三者の権利利益 れい あんぜん かくほ ざいさん ほぜん じぎょう もくてき ないよう きのう いじ そんがいはっせい (例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生 ぼうし かんてん かんが ぐたいてきばめん じょうきょう おう そうごうてき きゃっかんてき の防止など)の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的 はんだん ひつよう

に判断することが必要になります。

せいとう りゆう はんだん ばあい しょう しゃ りゆう せつめい りかい 正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解 を得るよう努めます。

ほそく

<補足>

きゃっかんてき はんだん しゅかんてき はんだん ゆだ

「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、 しゅちょう きゃっかんてき じじつ うらづ だいさんしゃ たちば み なっとく その主張が客観的な事実に裏付けられ、第三者の立場から見ても納得 きゃっかんせい ひつよう

を得られるような「客観性」が必要となります。

tubej ppj こんきょ ほう しゅし けいがいか 「正当な理由」を根拠に、法の趣旨が形骸化されるべきではなく、 ちゅうしょうてき じこ きぐ きけん そうてい りゅう 抽象的に事故が危惧されるとか危険が想定されるといった理由により、 ていきょう てきせつ

サービスを提供しないことは適切ではありません。

ふく とう ほんにん りかい こんなん ばあい ひつよう おう かぞく かいじょしゃ を含む。)等により本人の理解が困難な場合は、必要に応じ、家族、介助者 とう ほさ もと 等の補佐を求めることができるものとします。

ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい 【不当な差別的 取 扱 いの具体例】

ふとう さべつてきとりあつか そうとう こべつじあん いな 不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別事案ごとに判断さ つぎ きさい ぐたいれい せいとう りゆう そんざい れることになります。次に記載した具体例については、正当な理由が存在しな れいじ きさい ぐたいれい ぜんてい いことを前提としていること、また、あくまでも例示であり、記載した具体例だ けに限られるものではありません。

ぐたいれい

<具体例>

- しょうがい りゆう まどぐちたいおう きょひ
- 障害を理由に窓口対応を拒否する。 しょうがい りゅう たいおう じゅんじょ あとまわ
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい りゅう しょめん こうふ しりょう そうふ ていきょうとう こば
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。 しょうがい りゅう せつめいかい とうろんかいとう しゅっせき こば
- 障害を理由に説明会、討論会等への出席を拒む。

じ む また じぎょう すいこうじょう とく ひつよう しょうがい

○ 事務又は事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず、障害を りゅう らいちょう さい つきそいしゃ どうこう もと じょうけん つ とく 理由に来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に ししょう つきそいしゃ どうこう こば 支障がないにもかかわらず、付添者の同行を拒んだりする。

ごうりてきはいりょ ていきょう

(3) 合理的配慮の提供

きほんてき かんが かた 【**基本的な 考 え 方** 】

で また じぎょう おこな あ ここ ばめん しょう しゃ 事務又は事業を 行 う に当たり、個々の場面において、 障 がい者からしゃかいてきしょうへき じょきょ ひつよう むね いし ひょうめい ばあい社会的 障 壁 の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においしょう しゃ けんりりえき しんがい しゃかいてきしょうへき じょきょて、 障 がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的 障 壁 の除去 じっし ひつよう ごうりてきはいりょ おこな ひつよう の実施について、必要かつ合理的配慮を 行 う 必要があります。

ごうりてきはいりょ じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう て ひっよう ただし、合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とはない ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ しょう しゃ もの される範囲で本来の業務に付随するものに限られ、 障 がい者でない者とのひかく どうとう きかい ていきょう う じむまた じぎょう 比較において同等の機会の提供を受けるためのものであり、事務又は事業のもくてき ないよう きのう ほんしつてき へんこう およ 目的・内容・機能の本質的な変更には及びません。

じょうきょう おう たいおう 【 状 況 に応 じ た 対 応】

ごうりてきはいりょ しょうがい とくせい しゃかいてきしょうへき じょきょ もと ぐたいてきばめん 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面 じょうきょう おう こと たよう こべつせい たか とうがいしょう しゃ 状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者 げん お じょうきょう ふ しゃかいてきしょうへき じょきょ しゅだんおよが現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及びほうほう かじゅう ふたん きほんてき かんが かた こうりょ だいたい 方法については、「過重な負担の基本的な考え方・・・P7」を考慮し、代替そも せんたく ふく そうごりかい つう じゅうなん たいおう 措置の選択も含め、相互理解を通じ、柔軟に対応がなされるものです。また、ごうりてきはいりょ ないよう ぎじゅつ しんてん しゃかいじょうせい へんかとう おう か う 合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得る

ていきょう あ しょう しゃ せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりょ ものであり、その提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとします。

い し ひょうめい 【意思の 表 明】

い し ひょうめい しゃかいてきしょうへき じょきょ かん ぐたいてきばめん 意思の表明にあたっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関す はいりょ ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく てんじ る配慮を必要としている状況にあることを、言語(手話を含む。)のほか、点字、 かくだいも じ ひつだん じつぶつ ていじ みぶ とう あいず しょっかく いし 拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触 覚による意思 でんたつ しょう しゃ たにん はか さい ひつよう しゅだん 伝達など、 障 がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段 い し ひょうめい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく とう 意思の表 明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等に ほんにん いし ひょうめい こんなん ばあい しょう しゃ かぞく かいじょしゃとう より本人からの意思の表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、 しえん かた ほんにん ほさ おこな いし ひょうめい コミュニケーションを支援する方が本人を補佐して行う 意思の表明も ふく 含まれます。

いし ひょうめい こんなん しょう しゃ かぞく かいじょしゃとう ともな なお、意思の表 明が困難な 障がい者が、家族、介助者等を伴っ ていない し ひょうめい ばあい とうがいしょう しゃ いことなどにより、意思の表 明がない場合であっても、当該 障がい者が しゃかいてきしょうへき じょきょ ひつよう めいはく ほう しゅし 社会的 障壁の除去を必要としていることが明白であるときには、法の趣旨にて あ とうがいしょう しゃ たい てきせつ おも はいりょ ていあん 照らし合わせれば、当該 障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するたけんせつてき たいわ はたら じしゅてき と く っとめに建設的対話を働きかけるなど、自主的な取り組みに努めることがのぞ望まれます。

かんきょう せいび かんけい 【環境の整備との関係】

かんきょう せいび ごうりてきはいりょ ひつよう しょう しゃ たすうみこ ばあい 環境の整備は、合理的配慮を必要とする 障がい者が多数見込まれる場合しょう しゃ かんけいせい ちょうき ばあい っと ごうりてきはいりょや 障がい者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮のていきょう かんきょうせいび こうりょ い じゅうよう 提供でなく、環境整備を考慮に入れることが重要になります。また、めん しょくいん たい けんしゅうとう めん たいおう かんけいかハード面だけではなく、職員に対する研修等のソフト面の対応や関係課とう れんけいたいせい ととの ふく 等の連携体制を整えておくことも含まれます。

ぐたいれい

<具体例>

こうきょうしせつ こうきょうこうつうきかん

- 公共施設や公共交通機関におけるバリアフリー化をする。
- いしひょうじ しえん じんてきしえん でんてきしえん 意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスや人的支援 をする。

えんかつ じょうほう しゅとく りよう はっしん じょうほう

○ 円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティを こうじょう 向上させる。

かじゅう ふたん きほんてき かんが かた

【過重な負担の基本的な 考 え方】

かじゅう ふたん こべつ じあん つぎ ようそとう こうりょ ぐたいてきばめん 過重な負担については、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面 じょうきょう おう そうごうてき きゃっかんてき はんだん ひつよう かじゅう や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、過重な ふたん あ はんだん ばあい しょう しゃ りゅう せつめい りかい 負担に当たると判断した場合、障がい者にその理由を説明するものとし、理解え つと で得るよう努めるものとします。

じむ じぎょう えいきょう ていど じむ じぎょう もくてき ないよう きのう そこ 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なう いな か否か)

じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく

- 費用・負担の程度
- じむ じぎょうき ぼ 事務・事業規模
- 事務・事業規模ざいせい ざいむじょうきょう
- 財政・財務 状 況

ごうりてきはいりょ ぐたいれい

【合理的配 慮の具体例】

ごうりてきはいりょ ぐたいてきばめん じょうきょう おう こと たよう こべつせい たか 合理的配慮は、具体的場面や 状 況 に応じて異なり、多様かつ個別性の高い つぎ ぐたいれい かじゅう ふたん そんざい ぜんてい ものです。次の具体例は、過重な負担が存在しないことを前提としており、まれいじ きさい ぐたいれい かぎ た、あくまで例示であり、記載した具体例だけに限られたものではありません。 ぐたいれい

<具体例>

- だんさ ばあい くるまいすりょうしゃ あ とう ほじょ だんさ ○ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等を補助する段差スロ った
 - ープを渡します。

- はいかだな たか ところ お とう と わた
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等は取って渡します。パンフ とう いち お った レット等の位置を分かりやすく伝えます。
- もくてき ばしょ あんない さい しょう しゃ ほこうそくど あ ある 目的の場所まで案内する際に、障がい者の歩行速度に合わせて歩いた ぜんご さゅう きょり いちど しょう しゃ きぼう きり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりします。
- しょうがい とくせい ひんぱん りせき ひつよう ぱあい かいじょう ざせき ○ 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席 いち でいりぐちふきん 位置を出入口付近にします。

- かいぎしりょうとう てんじ かくだいもじとう さくせい さい おのおの ばいたい 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体 かん ばんごうとう こと う りゅうい しょう 間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用します。

- しょるいきにゅう いらい じ きにゅうほうほうとう ほんにん め まえ しめ わ 書類 記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かり きじゅつ でんたつ ほんにん いらい ばあい だいどく だいひつ やすい記述で伝達します。本人の依頼がある場合は、代読や代筆といっ はいりょ おこな た配慮を 行います。
- ひゅひょうげんとう にがて しょう しゃ たい ひゅ あんゆ にじゅうひていひょうげん ○ 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現な もち ぐたいてき せつめい どを用いずに具体的に説明します。

- しょう しゃ もう で さい ていねい く かえ せっ で がい者から申し出があった際には、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説 がい ないよう りかい かくにん おうたい 明し、内容が理解されたことを確認しながら応対します。また、なじみのがいらいご さ かんすうじ もち じこく じかんひょうき ごぜん ない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記でなく午前・ご ひょうき はいりょ ねんとう お ひつよう おう てきじ 午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に たた 渡します。
- かいぎとう しんこう あ しりょう み せつめい き こんなん し 会議等の進行に当たって、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視がくまた ちょうかく しょうがい いいん ちてきしょうがい いいん たい 覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、ていねい しんこう こころが 丁寧な進行を心掛けます。
- かいぎとう しんこう あ かのう はんい しょくいんとう いいん しょうがい とくせい 会議等の進行に当たって、可能な範囲で職員等が委員の障害の特性 おこな にあったサポートを行います。
- は まどぐちとう じゅんばん ま にがて しょう しゃ たい しゅうい
 窓口等において、順番を待つことが苦手な障がい者に対しては、周囲
 かた りかい え うえ じゅんばん い か
 の方の理解を得た上で、順番を入れ替えます。
- た れつ なら じゅんばん ま ばあい しゅうい かた りかい え 立って列に並んで順番を待っている場合には、周囲の方の理解を得た うえ とうがいしょう しゃ じゅんばん く べっしつ せき ようい 上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意します。

- ひこうひょうまた みこうひょうじょうほう あつか かいぎとう じょうほうかんり かか 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係るたんぽ え ぜんてい しょうがい いいん りかい えんじょ もの担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者のどうせき みと 同席を認めることとします。

しょうがいとくせい おう たいおう こうせいろうどうだいじんふくしじぎょうしゃむ

4 **障害特性に応じた対応【厚生労働大臣福祉事業 者向けガイドラインより】**しょう しゃ せっ さい しょうがいとくせい おう たいおう ここ

障がい者と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応と個々の

じょうたい ひつよう しえん ていねい かくにん てきせつ しえん おこな ひつよう つぎ 状態や必要な支援を丁寧に確認し、適切な支援を行うことが必要です。次に、だいひょうてき しょうがいとくせい たいおうじ はいりょ じこう かんたん 代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項について簡単にまとめています。

きほん たいおう 【**基本の対応**】

- してほしいのか」、「どのようなお手伝いが必要なのか」を本人に尋ねます。

 しょうがい しゅるい ないよう と こま ないよう なに しえん
 で 害 の種類や内容を問うのではなく、「困っている内容」、「何を支援
 てっだ ひつよう ほんにん たず
 してほしいのか」、「どのようなお手伝いが必要なのか」を本人に尋ねます。

- しょうがい げんいん ないようとう ひつよう き し え こじんじょうほう 障害の原因や内容等、必要のないことは聞かず、知り得た個人情報 しゅひぎむ じゅんしゅ は、守秘義務を順守します。

しかくしょうがい しりょくしょうがい しゃしょうがい 【視覚障害(視力障害・視野障害)】

**to とくせい <主な特性>

けられます。(全盲、弱視といわれることもあります)

- しりょく ひと ばあい おんせい しょっかく きゅうかく しかく 視力をほとんど活用できない人の場合、音声、触 覚、嗅 覚など、視覚いがい じょうほう て しゅうい じょうきょう はあく 以外の情報を手がかりに周囲の状況を把握しています。
- もじょ てんじ くわ さいきん がめんじょう もじじょうほう よ あ 文字の読みとりは、点字に加えて最近では画面 上 の文字情報を読み上 まこな てんじ よ が げるソフトを用いてパソコンで 行うこともあります。(点字の読み書きが できる人ばかりではない)

しりょく ていどかつよう ひと ばあい ほじょぐ しよう も じ かくだい ○ 視力をある程度活用できる人の場合は、補助具を使用したり文字を拡大 ちか み さまざま くふう じょうほう え したり近づいて見るなどの様々な工夫をして情報を得ています。

おも たいおう

<主な対応>

- ⇒ では、 でんじひょうじ しかくじょうほう だいたい はいりょ ひつよう 音声や点字表示など、視覚情報を代替する配慮が必要です。
- ちゅうとじゅしょう ひと はくじょう もち ほこう てんじ しょくどく こんなん ひと ○ 中途受障の人では、白杖を用いた歩行や点字の触読が困難な人も おお りゅうい ひつよう 多い ため留意が必要です。

こえ とき まえ ちか

声をかける時には前から近づき、「○○さん、こんにちは。△△です。」 みずか なの など自ら名乗ります。

せつめい とき ○ 説明する時には、「それ」、「あれ」、「こっち」、「このくらいの」などと指差 ひょうげん し じ だいめいし ひょうげん し表 現や指示代名詞で表 現せず、「あなたの正 面」「○○くらいの大

ぐたいてき せつめい きさ」などと具体的に説明します。

協力が不可欠です。

ふだん つうろ てんじ うえとう つうこう さまた 普段から通路(点字ブロックの上等)に通行の妨げになるものを置か ひごろしかくしょうがいしゃ しよう いち か しゅうい ない、日頃視覚障害者が使用しているものの位置を変えないなど周囲の きょうりょく ふかけつ

おも じゃくし ばあい しつない しょうめい じょうきょう おう ○ 主に弱視の場合、室内における照明の状況に応じて、窓を背にし はいりょ ひつよう て座ってもらうなどの配慮が必要です。

ちょうかくしょうがい

【聴覚障害】

おも とくせい <主な特性>

ちょうかくしょうがい がいけんじょう しょうがい

○ 聴覚障害は外見上わかりにくい障害であり、その人が抱えている こんなん ほか ひと き そくめん 困難も他の人からは気づかれにくい側面があります。

こえ だ はな かた あいて はなし き

○ 声を出して話せる方もいますが、相手の話が聞こえていない場合があり ます。

ほちょうき じんこうないじ そうよう

ほうほう

○ 補聴器や人工内耳を装用するほか、コミュニケーション方法には手話、 ひつだん こうわ さまざま ほうほう ひと じゅうぶん 筆談、口話など様々な方法がありますが、どれか一つで十分ということ おお ちょうかくしょうがいしゃ はな あいて ばめん ふくすう しゅだん ではなく、多くの聴覚障害者は、話す相手や場面によって複数の手段 く あ つか わ を組み合わせるなど使い分けています。

おも たいおう

<主な対応>

- #Adetin はな きょくりょくさ もじひょうじ ようやくひっきとう しかくてき 音声だけで話すことは 極 力 避け、文字表示や要約筆記等、視覚的な ばいりょ ひつよう はいりょ ひつよう より具体的な 情 報 も併用し、コミュニケーションをとる配慮が必要です。 おんせい もじ へんかん
- スマートフォンなどのアプリに音声を文字に変換できるものがあり、こ しょう ひつだん おぎな れらを使用すると筆談を補うことができます。

ほんにん いし かくにん ど、本人の意思を確認します。

したい ふじゆう

【肢体不自由】

*** とくせい <主な特性 >

くるまいすしようしゃ だんさ さかみち いどう おお さまたげ

- 車椅子使用者にとっては、段差や坂道が移動の大きな妨げになります。 しょうがい ちょうふく ばあい こきゅうき しょう ばあい
- 障害が重複する場合には、呼吸器を使用している場合もあります。

 びょうきとう きんりょくていか かんせつそんしょう ほこう こんなん ばあい
- 病気等による筋力低下や関節損傷などで歩行が困難な場合があり

ます。

<主な対応>

だんさ くるまいすいどうじ はば そうこうめん しゃど はいりょ

- 段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度に配慮します。くるましょう ばあい た はなし みくだ みくだ
- 車 いすを使用している場合、立ったままで 話 をされると見下される感 しんたいてき しんりてき ふたん ばあい じがして身体的・心理的に負担となる場合がありますので、かがんで目線を あわせて会話します。

つえ しょう ばあい すべ ゆか ころ うてんじ ○ 杖などを使用されている場合、滑りやすい床だと転びやすいので、雨天時 たいおう ひつよう などの対応が必要です。

しつごしょう

【失語症】

*** とくせい <主な特性>

#と き りかい しょうがい はなし ないよう ○ 音は聞こえるが「ことば」の理解に障害があり「話」の内容が っぱあい 分からない場合があります。

たんご かんたん ぶん わ ひと はやくち なが はなし わ

- 単語や簡単な文なら分かる人でも早口や長い話になると分からなくな ばあい る場合があります。
- った ことば ぶんしょう はった い 伝えたいことをうまく言葉や文 章にできない。発話がぎこちない、言い *** *** よどみが多くなったり、誤 った言葉で話したりします。
- もじょ りかい むずか 文字を読んでも理解が 難 しい。
 - か まちが おお つか ぶん か
- 書き間違いが多い、また「てにをは」などをうまく使えない、文を書くこ むずか とが難しい。

おも たいおう

<主な対応>

ひょうじょう かお み みじか ぶんしょう

- 表情がわかるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短いことばや文章で、 ったな わかりやすく話しかけます。
- つた つた とき く かえ い べつ しい か 一度でうまく伝わらない時は、繰り返して言ったり、別のことばに言い換 かんじ え か しゃしん じつぶつ えたり、また、漢字や絵で書いたり、写真・実物・ジェスチャーで示したりすると理解しやすくなります。
- 「はい」「いいえ」で答えられるように問いかけると理解しやすい。
 はな ことばいがい しゅだん ちず とけい みぢか
- 話し言葉以外の手段 (カレンダー、地図、時計) など身近にあるものを用います。

こうじのうきのうしょうがい

【高次脳機能障 害】

おも とくせい

<主な特性>

たり できごと おぼ にがて○ すぐに忘れてしまったり、新しい出来事を覚えることが苦手なため、

なんど おな く かえ しつもん 何度も同じことを繰り返したり、質問したりします。

ふた どうじ こんらん

○ 二つのことを同時にしようとすると混乱します。

おも ひだりがわ た もの のこ しょうがいぶつ き つ

○ 主に左側で、食べ物を残したり、障害物に気が付かないことがあり

ます。

おもたいおう

<主な対応>

じぶん と そうほう かくにん

○ 自分でメモを取ってもらい、双方で確認します。

- たんじかん しゅうちゅう ばあい きゅうけいとう と
- ひとつずつ順番に対応します。

ひだりがわ きけん お

変えてクールダウンを図ります。

ないぶしょうがい

【内部障害】

おも とくせい

<主な特性>

しんぞうきのう こきゅうききのう じんぞうきのう ぼうこう ちょくちょうきのう しょうちょうきのう

肝機能、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能のいずれかの Lu j j t に に b じょ j せいかつ ししょ j

障害により日常生活に支障があります。

つか ちょうじかん りつい さぎょう こんなん ばあい

- 疲れやすく長時間の立位や作業が困難な場合があります。
 - つね いりょうてきたいおう ひつよう かた
- 常に医療的対応を必要とする方もいます。

おも たいおう

<主な対応>

がいぶ でんき じりょく えいきょう う

 ペースメーカーは外部からの電気や磁力に影響を受けることがあるの ちゅうい で、注意すべき機器や場所などの知識を持つことが必要です。

はいせつ かん じんこうこうもん ばあい せんじょうとうとくしゅ せつび ひつよう

○ 排泄に関し、人工肛門の場合、パウチ洗浄等特殊な設備が必要とな はいりょ ひつよう ることへの配慮が必要です。

こきゅうききのうしょうがい かた まんせいてき こきゅうこんなん いきぎ せきとう

○ 呼吸器機能障害のある方は、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の しょうじょう りかい いきぐる らく しせい 症状があることを理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり

症 状 があることを理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり はなし はいりょ

話をしてもらうよう配慮します。

じょうじさんそきゅうにゅう ひつよう かた けいたいようさんそ ひつよう ばあい

○ 常時酸素 吸 入 が必要な方は、携帯用酸素ボンベが必要な場合がある っかい ことを理解します。

ちてきしょうがい

【知的障害】

*** とくせい <主な特性>

おおむ さいごろ しんしん はったつき あらわ ちてききのう しょうがい

○ 概ね 18歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、

せいかつじょう てきおう こんなん しょう

生活上の適応に困難が生じます。

きんせんかんり かいわ か もの か じ しゃかいせいかつ てきおう たい じょうたい 金銭管理、会話、買い物、家事などの社会生活への適応に対し、状態 おう えんじょ ひつよう に応じた援助が必要です。

おも たいおう

<主な対応>

ことば せつめい りかい ていねい

- 言葉による説明などを理解しにくいため、ゆっくり、丁寧に、わかりやはな ひつようすく話すことが必要です。

しゃしん え きごう じょうほうていきょう くふう

○ 写真、絵、記号などわかりやすい情報提供を工夫します。

はったつしょうがい

【発達障害】

おも とくせい

<主な特性>

とが苦手です。

とおまわし い かた ひょうげん りかい かた

おも たいおう

<主な対応>

おおぜい ひと ばしょ せま くうかん しょうじょう お かた ○ 大勢の人がいる場所や狭い空間などでは、パニック 症 状 を起こす方 ばあい ばしょ か お つ じかん もいるので、その場合は、場所を変え落ち着くまで時間をとり、落ち着い あと さいかい ひ あらた ほんにん いこう かくにん たいおう た後に再開するか、日を改めるか、本人の意向を確認し対応します。

せいしんしょうがい

【精神障害】

おも とくせい

<主な特性>

とうごうしっちょうしょう びょう いぞんしょうとうせいしんしょうがい

○ 統合失調症、うつ病、てんかん、アルコール依存症等精神障害の げんいん せいしんしっかん さまざま しょうがいとくせい せいげん ど あ こと 原因となる精神疾患は様々であり、その障害特性や制限の度合いは異

なります。

たいじんかんけい にがて かた おお

対人関係やコミュニケーションが苦手な方も多くいます。

びょうき たにん し ○ 病気のことを他人に知られたくないと思っている方もいます。 しゅうい げんどう ひがいてき う と きょうふかん も

○ 周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいます。 き どうてん こえ おお ちょうせい てきせつ でき ばあい

気が動転して声の大きさの調整が適切に出来ない場合もあります。 にんちめん しょうがい なんど おな しつもん く かえ

○ 認知面の障害のため、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わ いっぽうてき はな かた

ないことを一方的に話す方もいます。

おも たいおう

<主な対応>

てきど こえ おお ふあん つよ かた かんかく かびん かた ○ 不安の強い方や感覚が過敏な方もいるので、適度な声の大きさで、笑顔

で対応します。

ふあん かん おだ たいおう こころ

○ 不安を感じさせないような穏やかな対応を 心 がけます。

5 相談体制の整備

た かんけいしゃ しょうがい りゆう さべつ かん しょう しゃおよ かぞく 障 がい者及びその家族、その他の関係者からの障害 を理由とする差別に関 そうだん ほんちょう しょかん じむじぎょう かん そうだん う する相談については、本 町 が所管する事務事業に関する相談を受けるものとし、 そうだん とうがいじ むじぎょう しょかん かとう いか しょかんかとう その相談の当該事務事業を所管する課等(以下「所管課等」という。)が受ける きほん ことを基本とします。

ほそく

<補足>

たかんけいしゃ かいじょしゃ だいりにんとう そうだん しえん かた さ ○ その他関係者とは、介助者、代理人等の相談を支援する方を指します。 しょうがい りゆう さべつ ふとう さべつてきとりあつか およ また「障害を理由とする差別」とは、不当な差別的取扱いをすること及 でうりてきはいりょ ていきょう かんきょう せいび せいど うんよう あび合理的配慮を提供しないことであり、環境の整備や制度の運用の在 かた しゃ いり方も視野に入れることになります。

ほんちょう していかんりしゃ いたく じむじぎょう ほんちょう してい きょにんかとう 本町の指定管理者や委託による事務事業、本町が指定や許認可等をおこな じぎょうしゃ しせつ かん そうだん ほんちょう しょかん ている事業者・施設に関する相談についても、「本町が所管するじむじぎょう かん そうだん ほんちょう うまなままして思わるより きょう

事務事業に関する相談」として、本町で受けることとします。 はんちょう じ む じぎょう かか じ ぎょうしゃ たいおう かん

○ 本町の事務事業に関わらない事業者の対応などに関する相談につ じぎょうしゃ しょかんかとう ういては、その事業者の所管課等が受けることとします。

そうだん う さい りゅういじこう 【相談を受ける際の留意事項】

そうだん ほうほう めんだん でんわ

- 相談の方法は、面談や電話によるもののほか、Eメールやファックスでも受け付けます。
- じょせい そうだんしゃ じょせいしょくいん たいおう そうだんしゃ いこう 女性の相談者には女性職員が対応するなど、相談者の意向によりかのう かぎ そうだんしゃ せいべつ はいりょ ひつよう 可能な限り相談者の性別に配慮する必要があります。
- しょかん じ む じぎょう かん そうだん ばあい た しょかんかとうまた た 所管する事務事業に関する相談でない場合は、他の所管課等又は他の きかん そうだんまどぐち さい まわ 機関のしかるべき相談窓口につなぎます。その際には、「たらい回し」と ていねい たいおう ひつよう ならないよう丁寧に対応する必要があります。
- そうだんしゃ うった き しょうがい りゅう さべつ じしょう 相談者の訴えをよく聴き、「障害を理由とする差別」をされている事象 つぎ しょかんかとう けんしょう けんとう そうだんしゃ けっかとう について、次のようなことを所管課等で検証・検討し、相談者に結果等 った りかい え っと ひつよう を伝え、理解を得るように努める必要があります。

しょかん じ む じぎょう あ かた かんけいしょくいん たいおう なに もんだい

- ・やむを得ずサービスや配慮が提供できない場合は、客観的に説明できせいとう りゅう かじゅう ふたんる「正当な理由」や「過重な負担」があるか。

かいぜん かいけつ たと さいはつぼうし む ほうさく ほうこうせい なに

- ・改善・解決(例えば、再発防止)に向けた方策や方向性は何か。
- 何ができて何ができないか(今はできなくても将来はどうか)。

- そうだんしゃがわ ごかいとう ばあい もと たいおう ばあい
 の 相談者側に誤解等がある場合や求められた対応ができない場合も、 でいねい せつめい ひつよう 丁寧に説明する必要があります。
- □ 本町の事務事業に関連して、事業者・施設に関する相談を受け調整
 □ 本町の事務事業に関連して、事業者・施設に関する相談を受け調整
 □ はあい じぎょうしゃがわ じじょう けんしょう また けんしょう もと じぎょうしゃ
 する場合も、事業者側の事情について検証し、又は検証を求め、事業者
 とう しどう ふく ひつよう たいおう ひつよう
 等への指導も含め、必要な対応をする必要があります。

りふちょう おも そうだんきかん **<利府町の主な相談機関>**

しょう しゃそうだん 障 がい者 相 談	ちょうしゃかいふくしきょうぎかい まいつきだい かようび 【町社会福祉協議会】356-9060 毎月第4火曜日 していそうだんしえんじぎょうしょ げつ きん
	【指定相談支援事業所 ひまわり】356-1334月~金
ぎょうせいそうだん 行 政 相談	ちょうしゃかいふくしきょうぎかい まいつきだい かようび 【町社会福祉協議会】356-9060 毎月第4火曜日
きょういくそうだん 教育相談	きょういくそうむか 【教育総務課】356-0783 月~金
生活相談	ちょうしゃかいふくしきょうぎかい まいつきだい かようび 【町社会福祉協議会】356-9060 毎月第4火曜日
じんけんそうだん 人権相談	ちょうしゃかいふくしきょうぎかい まいつきだい かようび 【町社会福祉協議会】356-9060 毎月第4火曜日
こうれいしゃそうごうそうだん 高齢者総合相談	ちいきほうかつしえん げつ きん 【地域包括支援センター】353-7322 月~金
けんこうそうだん 健康相談	ちょうほけんふくしか 【 町 保健福祉課】356-1334 月~金
しょうひせいかつそうだん 消費生活相談	th in the state of the state
	こ しえんか 【子ども支援課】767-2193
	とうぶちくこそだ しぇん 【東部地区子育て支援センター「ペア・きっず」】767-8150
	こそだ ひろば とふっこ しょうがいがくしゅう 【子育て広場「十符っ子」(生涯学習センター1F)】
こそだ そうだん 子育て相談	767–2195
げつ きん 月~金	tがやだいほいくじょ でんわそうだん 【菅谷台保育所(電話相談のみ)】349-0623
	こそだ ひろば あおやま ほいくえんない 【子育て広場「ぽかぽか」(青山すぎのこ保育園内)】767-8841
	せいぶじどうかん 【西部児童館「りふ~る」】781-9895
	ほけんふくしか 【保健福祉課】356-1334

まいしんだいせい せいび 推進体制の整備

しょうがい りゅう さべつ かいしょう む ほんちょう と く そうむかおよ 障害を理由とする差別の解消に向けた本町の取り組みについて、総務課及 ほけんふくしか ちょうないぜんたい とうかつてき やくわり にな び保健福祉課が庁内全体の統括的な役割を担います。

そうむか やくわり

- ○総務課の役割
 - くに きほんほうしん みなお ふとう とりあつか ごうりてきはいりょ じれい しゅうせきとう ・国の基本方針の見直しや、不当な取扱い、合理的配慮の事例の集積等 ふ ひつよう おう みなお を踏まえ、必要に応じて見直しをする
 - しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん ひつよう ちょうない と く ・ 障 害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な庁内の取り組 はあく かんり れんけい みの把握、管理、連携、サポート

かりだ後、官理、理携、リホー しょくいん けんしゅう けいはつ すいしん

- ・職員の研修や啓発の推進
 - そうだんしゃ しょかんかなど そうだん ばあい そうだんまどぐち
- 相談者が所管課等に相談しにくい場合の相談窓口
 ちょうせい こんなん そうだんじあん しょかんかとう
- ・調整の困難な相談事案について所管課等のサポート

ほけんふくしか やくわり

- ○保健福祉課の役割
 - しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん ひつよう しさく と く・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策、取り組み

きかくすいしんの企画推進

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん じょうほう しゅうしゅうおよ

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する情報の収集及び でいきょう 提供

そうだんしゃ しょかんかとう そうだん ばあい そうだんまどぐち

- ・相談者が所管課等に相談しにくい場合の相談窓口 ちょうせい こんなん そうだんじあん しょかんかとう
- ・調整の困難な相談事案について所管課等のサポート

かくかとう やくわり ○各課等の役割

- かんきょう せいびおよ と く すいしん
- ・環境の整備及び取り組みの推進
- かくかとう しょくいん けいはつ けんしゅう すいしん
- ・各課等における職員への啓発や研修の推進
 そうむか ほけんふくしか れんけい じょうほうこうかん
- ・総務課、保健福祉課との連携、情報交換

しょくいん けんしゅう かんとくしゃ せきむ 7 職員の研修、監督者の責務

しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん はか しょくいん たい ほんたいおう 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、本対応 ようりょう しゅうちてってい ひつよう けんしゅう けいはつ おこな しょくいん 要領の周知徹底と必要な研修・啓発を行います。また、職員のうち、かんとくしゃ はんちょうしょくいじょう ちい もの しょうがい りゅう さべつ「監督者」(班長職以上の地位にある者。)は、障害を理由とする差別の

かいしょう すいしん つぎ じこう じっし 解消を推進するため、次の事項を実施することとします。

にちじょう しっむ つう しどうとう しょうがい りゅう さべつ かいしょう 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消にかん にんしき ふか 関する認識を深めさせる。

○ 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、 ごうりてきはいりょ ていきょう てきせつ おこな しどうとう おこな 合理的配慮の提供を適切に行うよう指導等を行う。

参考

しょうがいとくせい とくせい はいりょじこうとう ■ 障 害 特性や特性ごとの配慮事項等

ないかくふ こうきょう まどぐち はいりょ しょうがい かた たい 【内閣府】公共サービス窓口における配慮マニュアル・障害のある方に対す こころ み の身だしなみ -

http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html

こうせいろうどうしょう

【厚生労働省】みんなのメンタルヘルス

http://www.mhlw.go.jp/kokoro/

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ

障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律

へいせいにじゅうごねんほうりつだいろくじゅうごごう (平成二十五年法律第六十五号)

もくじ 目次

だいいっしょう そうそく だいいちじょう だいごじょう

第一章 総則(第一条—第五条)

だいにしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 だいろくじょう (第六条)

だいさんしょう ぎょうせいきかんとうおよ じぎょうしゃ しょうがい りゆう さべつ かいしょう 行 政機関等及び事業 者における障害を理由とする差別を解消 そ ち だいななじょう だいじゅうさんじょう

するための措置(第七条一第十三条)

だいよんしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう しえん そ ち だいじゅうよんじょう 第 四 章 障 害 を理由とする差別を 解 消 するための支援措置(第 十 四 条

だいにじゅうじょう 一第二十条)

だいごしょう ざっそく だいにじゅういちじょう だいにじゅうよんじょう

第五章 雜則(第二十一条—第二十四条)

だいろくしょう ばっそく だいにじゅうごじょう だいにじゅうろくじょう

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

ふそく

附則

だいいっしょう そうそく 第一章 総則

もくてき (目的)

ほうりつ しょうがいしゃきほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう だいいちじょう

この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の 第一条 まほんてき りねん すべ しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの ひと 基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、

きほんてきじんけん きょうゆう こじん そんげん おも そんげん

基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわ せいかつ ほしょう けんり ゆう ふ しょうがい りゅう さべっ しい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の

かいしょう すいしん かん きほんてき じこう ぎょうせいきかんとうおよ じぎょうしゃ しょうがい 解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害

りゆう さべつ かいしょう そ ちとう さだ しょうがい りゆう を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由 さべつ かいしょう すいしん すべ こくみん しょうがい うむ わ

とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け へだ そうご じんかく こせい そんちょう あ きょうせい しゃかい

隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会 じつげん し もくてき

の実現に資することを目的とする。

ていぎ (定義)

ほうりつ つぎ かくごう かか ようご いぎ だいにじょう 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 かくごう さだ 各号に定めるところによる。

- いち しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) そ た しんしん きのう しょうがい いか しょうがい そうしょう もの の他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。) がある者であって、しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当せいげん う じょうたい な制限を受ける状態にあるものをいう。
- に しゃかいてきしょうへき しょうがい もの にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営 うえ しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん たいっさいむ上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- さん ぎょうせいきかんとう くに ぎょうせいきかん どくりつぎょうせいほうじんとう ちほうこうきょうだんたい ちほう 三 行 政機関等 国の行 政機関、独立行 政法人等、地方公共団体(地方こうえいきぎょうほう しょうわにじゅうななねん ほうりつだいにひゃくきゅうじゅうにごう だいさんしょう きてい 公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定のてきょう う ちほうこうきょうだんたい けいえい きぎょう のぞ だいななごう だいじゅうじょうおよ 適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及ふそくだいよんじょうだいいっこう おな およ ちほうどくりつぎょうせいほうじん び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。よん くに ぎょうせいきかん つぎ かか きかん
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - ほうりつ きてい もと ないかく お きかん ないかくふ のぞ およ ないかく イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の しょかつ もと お きかん 所轄の下に置かれる機関
 - ないかくふ くないちょうなら ないかくふせっちほう へいせいじゅういちねんほうりつだいはちじゅうきゅうごう ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) だいよんじゅうきゅうじょうだいいっこうおよ だいにこう きてい きかん まかん 第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちニせいれい さだ きかん お きかん とうがいせいれい さだ きかん の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関をのぞ 除く。)

とくべつ きかん せいれい さだ 特別の機関で、政令で定めるもの

かいけいけんさいん

へ 会計検査院

どくりつぎょうせいほうじんとう つぎ かか ほうじん

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

どくりつ ぎょうせい ほうじん どくりつ ぎょうせい ほうじん つうそくほう へいせい じゅういちねん ほうりつイ 独立行政法人(独立行政法人)通則法(平成十一年法律だいひゃくさんごう だいにじょうだいいっこう きてい どくりつぎょうせいほうじん

第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて

同じ。)

ほうりつ ちょくせつ せつりつ ほうじん とくべつ ほうりつ とくべつ せつりつ 口 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立 こうい せつりつ ほうじん どくりつぎょうせいほうじん のぞ また とくべつ ほうりつ 行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律 せつりつ かん ぎょうせいちょう にんか よう ほうじん により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人の

せいれい さだ うち、政令で定めるもの

ちほう どくりつぎょうせい ほうじん ちほう どくりつぎょうせい ほうじんほう へいせい じゅうごねん ほうりっ 地方 独立 行 政 法人 地方 独立 行 政 法人法(平成 十五年 法律だいひゃくじゅうはちごう だいにじょう だいいっこう きてい ちほう どくりつぎょうせい ほうじん どうほう 第 百 十 八 号)第二条 第一項 に 規定 する 地方 独立 行 政 法人(同法だいにじゅういちじょうだいさんごう かか ぎょうむ おこな のぞ 第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

じぎょうしゃ しょうぎょう た じぎょう おこな もの くに どくりつぎょうせいほうじんとう ちほう七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方こうきょうだんたいおよ ちほうどくりつぎょうせいほうじん のぞ

公 共団体及び地方独立行 政法人を除く。)をいう。

くにおよ ちほうこうきょうだんたい せきむ

(国及び地方公 共団体の責務)

だいさんじょう くにおよ ちほうこうきょうだんたい ほうりつ しゅし しょうがい りゅう 第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由と さべつ かいしょう すいしん かん ひつよう しさく さくてい およ じっし する差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなけ

ればならない。

こくみん せきむ

(国民の責務)

だいよんじょう こくみん だいいちじょう きてい しゃかい じつげん うえ しょうがい りゅう 第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする さべつ かいしょう じゅうよう かんが しょうがい りゅう さべつ かいしょう 差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の すいしん きょ つと

推進に寄与するよう努めなければならない。

しゃかいてきしょうへき じょきょ じっし ひつよう ごうりてき はいりょ かん かんきょう (社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境 せいび

の整備)

だいごじょう ぎょうせいきかんとうおよ じぎょうしゃ しゃかいてきしょうへき じょきょ じっし 第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての ひっよう ごうりてき はいりょ てきかく おこな みずか せっち しせっ こうぞう かいぜん 必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善

およ せつび せいび かんけいしょくいん たい けんしゅう た ひつよう かんきょう せいび つと 及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努 めなければならない。

だいにしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 だいろくじょう せいふ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しさく 第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を そうごうてき いったいてき じっし しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん 総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に かん きほんほうしん いか きほんほうしん さだ 関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

きほんほうしん つぎ かか じこう さだ

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - いち しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しさく かん きほんてき 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な ほうこう 方向
 - に ぎょうせいきかんとう こう しょうがい りゆう さべつ かいしょう そ ち 行 政機関等が講ずべき障害 を理由とする差別を解消 するための措置 かん きほんてき じこう

に関する基本的な事項

- さん じぎょうしゃ こう しょうがい りゆう さべつ かいしょう そち かん 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関 きほんてき じこう する基本的な事項
- よん た しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しさく かん 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する じゅうようじこう

重要事項

ないかくそうりだいじん きほんほうしん あん さくせい かくぎ けってい もと 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければなら ない。

ないかくそうりだいじん きほんほうしん あん さくせい

- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、 しょうがいしゃ た かんけいしゃ いけん はんえい ひつよう そち こう 障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとと しょうがいしゃせいさくいいんかい いけん き
 - もに、障 害 者 政策委員会の意見を聴かなければならない。

ないかくそうりだいじん だいさんこう きてい かくぎ けってい

- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞な きほんほうしん こうひょう
 - く、基本方針を公表しなければならない。

ぜんさんこう きてい きほんほうしん へんこう じゅんよう

前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

だいさんしょう ぎょうせいきかんとうおよ じぎょうしゃ しょうがい りゆう さべつ 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を かいしょう そち

解 消 するための措置

ぎょうせいきかんとう しょうがい りゆう さべつ きんし (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

しょうがい りゅう だいななじょう ぎょうせいきかんとう じむまた じぎょう おこな あ 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由と

しょうがいしゃ もの ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ けん して障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権 り りえき しんがい 利利益を侵害してはならない。

ぎょうせいきかんとう じむまた じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん 行 政機関等は、その事務又は事業を 行 うに当たり、障害者から現に しゃかいてきしょうへき じょきょ ひつよう むね いし ひょうめい ばあい 社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合におい じっし ともな ふたん かじゅう しょうがいしゃ けんりりえき しんがい て、その実施に伴 う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害す とうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう ることとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じ しゃかいてきしょうへき じょきょ じっし ひつよう ごうりてき はいりょ て、社会的 障 壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければな らない。

しょうがい りゆう さべつ きんし じ ぎょうしゃ (事業 者における障害 を理由とする差別の禁止)

だいはちじょう じぎょうしゃ じぎょう おこな あ しょうがい りゆう しょうがいしゃ 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者 もの ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ けんりりえき でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を 侵害してはならない。

じぎょうしゃ じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の じょきょ ひつよう むね いし ひょうめい ばあい 除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に ともな ふたん かじゅう しょうがいしゃ けんりりえき しんがい 伴 う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならな とうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう しゃかいてき いよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的 しょうへき じょきょ じっし ひつよう ごうりてき はいりょ 障 壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなけれ

ばならない。

くにとうしょくいんたいおうようりょう (国等職員対応要領)

だいきゅうじょう くに ぎょうせいきかん ちょうおよ どくりつぎょうせいほうじんとう きほんほうしん そく 第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、 だいななじょう きてい じこう かん とうがいくに ぎょうせいきかんおよ どくりつぎょうせいほうじんとう 第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等 しょくいん てきせつ たいおう ひつよう ようりょう い か じょうおよ ふそく の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則 だいさんじょう くにとうしょくいんたいおうようりょう

第 三 条において「国等 職 員 対応 要 領」という。)を定めるものとする。 くに ぎょうせいきかん ちょうおよ どくりつぎょうせいほうじんとう くにとうしょくいんたいおうようりょう さだ

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定 しょうがいしゃ た かんけいしゃ いけん はんえい

めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させ ひつよう そち こう

るために必要な措置を講じなければならない。

くに ぎょうせいきかん ちょうおよ どくりつぎょうせいほうじんとう くにとうしょくいんたいおうようりょう さだ 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定

ちたい こうひょう

めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ぜんにこう きてい くにとうしょくいんたいおうようりょう へんこう じゅんよう

前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

ちほうこうきょうだんたいとうしょくいんたいおうようりょう

(地方公共団体等職員対応要領)

だいじゅうじょう ちほうこうきょうだんたい きかんおよ ちほうどくりつぎょうせいほうじん きほんほうしん そく 第十条地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即し だいななじょう きてい じこう かん とうがいちほうこうきょうだんたい きかんおよ ちほうどくりつ て、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立 ぎょうせいほうじん しょくいん てきせつ たいおう ひつよう ようりょう いか じょうおよ 行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び ふそくだいよんじょう ちほうこうきょうだんたいとうしょくいんたいおうようりょう さだ 附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定め るよう努めるものとする。

ちほうこうきょうだんたい きかんおよ ちほうどくりつぎょうせいほうじん ちほうこうきょうだんたいとうしょくいん 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員 たいおうようりょう さだ しょうがいしゃ た かんけいしゃ 対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の いけん はんえい ひつよう そち こう つと 意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ちほうこうきょうだんたい きかんおよ ちほうどくりつぎょうせいほうじん ちほうこうきょうだんたいとうしょくいん 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員 たいおうようりょう さだ ちたい こうひょう つと 対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければな らない。

くに ちほうこうきょうだんたい きかんおよ ちほうどくりつぎょうせいほうじん ちほうこうきょうだんたい 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体 とうしょくいんたいおうようりょう さくせい きょうりょく

等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

ぜんさんこう きてい ちほうこうきょうだんたいとうしょくいんたいおうようりょう へんこう 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用

たいおうししん じ ぎょうしゃ (事業者のための対応指針)

する。

だいじゅういちじょう しゅむだいじん きほんほうしん そく だいはちじょう きてい じこう かん 第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、 じぎょうしゃ てきせつ たいおう ひつよう ししん いか たいおうししん さだ 事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定

めるものとする。 だいきゅうじょうだいにこう だいよんこう きてい たいおうししん

第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。 ほうこく ちょうしゅうなら じょげん しどうおよ かんこく (報告の徴 収 並びに助言、指導及び勧告)

だいじゅうにじょう しゅむだいじん だいはちじょう きてい しこう かん とく ひつよう 第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認め たいおうししん さだ じこう とうがいじぎょうしゃ たい ほうこく もと るときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、 また じょげん しどうも かんこく 又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

じぎょうぬし そち かん とくれい (事業主による措置に関する特例)

だいじゅうさんじょう ぎょうせいきかんとうおよ じぎょうしゃ じぎょうぬし たちば ろうどうしゃ たい 第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対 おこな しょうがい りゅう さべつ かいしょう そちして行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、

しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ しょうわさんじゅうごねんほうりつだいひゃくにじゅうさんごう 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)

の定めるところによる。

だいよんしょう しょうがい りゅう さべつ かいしょう しえんそち 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

そうだんおよ ふんそう ぼうしとう たいせい せいび

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

だいじゅうよんじょう くにおよ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃおよ かぞく た かんけいしゃ 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者しょうがい りゅう さべっ かん そうだん てきかく おう しょうがい からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害りゆう さべっ かん ふんそう ぼうしまた かいけっ はか ひつようを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要たいせい せいび はか

な体制の整備を図るものとする。

けいはつかつどう

(啓発活動)

だいじゅうごじょう くにおよ ちほうこうきょうだんたい しょうがい りゅう さべつ かいしょう 第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消につい こくみん かんしん りかい ふか とく しょうがい りゅう さべつ かいしょう て国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消 さまた しょよういん かいしょう はか ひつよう けいはつかつどう おこな

を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとす

る。

じょうほう しゅうしゅう せいりおよ ていきょう (情報の収集、整理及び提供)

だいじゅうろくじょう くに しょうがい りゅう さべつ かいしょう と く し 第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取り組みに資す こくないがい しょうがい りゅう さべつおよ かいしょう と るよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取りく かん じょうほう しゅうしゅう せいりおよ ていきょう おこな 組みに関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい

(障害者差別解消支援地域協議会)

だいじゅうななじょう くにおよ ちほうこうきょうだんたい きかん いりょう かいご きょういく た 第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他しょうがいしゃ じりっ しゃかいさんか かんれん ぶんや じむ じゅうじ いかの障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下このこうおよ つぎじょうだいにこう かんけいきかん とうがいちほうこうきょうだんたい 項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体のくいき かんけいきかん おこな しょうがい りゅう さべっ かん そうだんおよ とうがい 区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該そうだん かか じれい ふ しょうがいりゅう さべつ かいしょう とく 相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組こうかてき えんかつ おこな かんけいきかん こうせい しょうがいしゃさべつ みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別

かいしょうしえんちいききょうぎかい いか きょうぎかい そしき

解 消 支援地域 協議会(以下「協議会」という。) を組織することができる。
ぜんこう きてい きょうぎかい そしき くにおよ ちほうこうきょうだんたい きかん ひつよう

- いち とくていひえいりかつどうそくしんほう へいせいじゅうねんほうりつだいななごう だいにじょうだいにこう きてい 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定すとくていひえいりかつどうほうじん た だんたい

る特定非営利活動法人その他の団体

- に がくしきけいけんしゃ
- 二 学識経験者
- さん たとうがいくにおよ ちほうこうきょうだんたい きかん ひつよう みと もの
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者 きょうぎかい じ むとう

(協議会の事務等)

だいじゅうはちじょう きょうぎかい ぜんじょうだいいちこう もくてき たっ ひつよう じょうほう 第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報をこうかん しょうがいしゃ そうだんおよ とうがいそうだん かか じれい ふ 交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえたしょうがい りゅう さべつ かいしょう と く かん きょうぎ おこな 管害を理由とする差別を解消するための取り組みに関する協議を行うものとする。

かんけいきかんおよ ぜんじょうだいにこう こうせいいん じこう こうせいきかんとう

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)

 ぜんこう きょうぎ けっか もと とうがいそうだん かか じれい ぁ しょうがい りゅう は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由 さべつ かいしょう と く おこな とする差別を解消するための取り組みを行うものとする。
 - きょうぎかい だいいっこう きてい じょうほう こうかんおよ きょうぎ おこな ひつよう
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があまた こうせいきかんとう おこな そうだんおよ とうがいそうだん かか じれい ふると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏しようがい りゅう さべつ かいしょう と く かん た こうせいまえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関し他の構成きかんとう ようせい ばあい ひつよう みと こうせいきかん機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関とう たい そうだん おこな しょうがいしゃおよ さべつ かか じあん かん じょうほう 等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報のていきょう いけん ひょうめい た ひつよう きょうりょく もと提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
 - きょうぎかい しょむ きょうぎかい こうせい ちほうこうきょうだんたい しょり
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。 きょうぎかい そしき とうがいちほうこうきょうだんたい ないかくふれい さだ

ころにより、その旨を公表しなければならない。

ひみつほ じぎむ

(秘密保持義務)

だいじゅうきゅうじょう きょうぎかい じむ じゅうじ ものまた きょうぎかい じむ じゅうじ 第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた

もの せいとう りゆう きょうぎかい じむ かん し え ひみつ も 者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはな らない。

きょうぎかい さだ じこう (協議会の定める事項)

だいにじゅうじょう ぜんさんじょう さだ きょうぎかい そしきおよ うんえい かん ひつよう 第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要 じこう きょうぎかい さだ な事項は、協議会が定める。

だいごしょう ざっそく 第五章 雜則

しゅむだいじん

(主務大臣)

ほうりつ しゅむだいじん たいおうししん たいしょう じぎょうしゃ だいにじゅういちじょう 第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者 じぎょう しょかん だいじんまた こっかこうあんいいんかい

の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

ちほうこうきょうだんたい しょり じむ

(地方公 共団体が処理する事務)

だいにじゅうにじょう だいじゅうにじょう きてい しゅむだいじん けんげん ぞく じ む せいれい さだ 第二十二条第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定 ちほうこうきょうだんたい ちょう た しっこうきかん おこな めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととする

ことができる。

けんげん いにん (権限の委任)

ほうりつ きてい しゅむだいじん けんげん ぞく じこう だいにじゅうさんじょう 第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で しょぞく しょくいん いにん

定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

せいれい いにん

(政令への委任)

ほうりつ じっし ひつよう だいにじゅうよんじょう ほうりつ さだ 第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な じこう せいれい さだ 事項は、政令で定める。

だいろくしょう ばっそく 第六章 罰則

だいにじゅうごじょう だいじゅうきゅうじょう きてい いはん もの いちねんいか ちょうえきまた 第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は ごじゅうまんえん い か ばっきん しょ

五十万円以下の罰金に処する。

ほうこく また きょぎ ほうこく だいにじゅうろくじょう だいじゅうにじょう きてい 第二十六条第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 にじゅうまんえん い か かりょう しょ は、二十万円以下の過料に処する。

ふそく 附則

しこうきじつ

(施行期日)

だいいちじょう ほうりつ へいせいにじゅうはちねんしがつついたち しこう 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条か ふそくだいろくじょう きてい こうふ ひ しこう

ら附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

きほんほうしん かん けいかそち

(基本方針に関する経過措置)

だいろくじょう きてい れい だいにじょう せいふ ほうりつ しこうまえ 第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本 ほうしん さだ ばあい ないかくそうりだいじん ほうりつ 方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の

どうじょう きてい れい 施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。 ぜんこう きてい さだ きほんほうしん ほうりつ しこう ひ

前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において だいろくじょう きてい さだ

第六条の規定により定められたものとみなす。

くにとうしょくいんたいおうようりょう かん けいかそち

(国等職員対応要領に関する経過措置)

だいさんじょう くに ぎょうせいきかん ちょうおよ どくりつぎょうせいほうじんとう ほうりつ しこうまえ 国の行 政機関の長 及び独立行 政法人等は、この法律の施行前に だいきゅうじょう きてい れい くにとうしょくいんたいおうようりょう さだおいても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これ こうひょう

を公表することができる。

ぜんこう きてい さだ くにとうしょくいんたいおうようりょう ほうりつ しこう ひ 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日 だいきゅうじょう きてい さだ

において 第 九 条 の規定により定められたものとみなす。

ちほうこうきょうだんたいとうしょくいんたいおうようりょう かん けいかそち

(地方公 共団体等職員対応要領に関する経過措置)

ほうりつ しこうまえ だいよんじょう ちほうこうきょうだんたい きかんおよ ちほうどくりつぎょうせいほうじん 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前 だいじゅうじょう きてい れい ちほうこうきょうだんたいとうしょくいんたいおうようりょう においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領 さだ こうひょう

を定め、これを公表することができる。

ぜんこう きてい さだ ちほうこうきょうだんたいとうしょくいんたいおうようりょう

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この ほうりつ しこう ひ だいじゅうじょう きてい さだ

法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。 たいおうししん かん けいかそち

(対応指針に関する経過措置)

だいごじょう しゅむだいじん ほうりつ しこうまえ だいじゅういちじょう きてい れい 第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例に

たいおうししん さだ こうひょう

より、対応指針を定め、これを公表することができる。

ぜんこう きてい さだ たいおうししん ほうりつ

前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において だいじゅういちじょう きてい さだ 第十一条の規定により定められたものとみなす。

tuhu いにん (政令への委任)

けんとう (検討)

だいななじょう せいふ ほうりつ しこう ご さんねん けいか ばあい 第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、だいはちじょうだいにこう きてい しゃかいてきしょうへき じょきょ じっし ひつよう 第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつごうりてき はいりょ あ かた た ほうりつ しこう じょうきょう けんとう くわ 合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、ひつよう みと けっか おう しょよう みなお おこな 必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。